

第3期

障害福祉計画



第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

平成 17 年度まで実施されていた支援費制度において、居宅介護（ホームヘルプサービス等）事業について未実施の市町村がみられたほか、精神障害者に対する福祉サービスが支援費制度の対象となっていないこともあり、その立ち後れが指摘されていました。

また、障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられるようになりました。このような状況に対応して障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、障害者自立支援法において市町村に障害福祉計画の作成が義務付けられたものです。

2 計画の位置付け

障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として定めるものです。このため、目標設定は国の指針、県の目標を踏まえたものとします。

3 流山市障害者計画との関わり

「流山市障害者計画」は、障害者基本法第 11 条に基づく障害者計画として、流山市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けたものであり、「流山市障害福祉計画」は障害者自立支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画として、流山市の障害福祉サービスについて、目標数値を中心にまとめたものです。

4 基本的理念

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画するとと

もに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。

5 目的

「自立支援給付」は法に基づいた基準で実施される事業（全国共通の事業）であり、また「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施するものです。

この計画では、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の生活支援サービスの種類と数値目標を定め、障害者福祉施策を推進することを目的とします。

6 計画の期間

「流山市障害福祉計画」の計画期間は平成18年度から平成26年度とし、平成18年度から平成20年度までを第1期計画とし、平成21年度から平成23年度を第2期計画とし、平成24年度から平成26年度を第3期計画とします。

7 計画達成状況の点検及び評価

- ・流山市保健福祉諸計画策定委員会による計画の進行管理と自己評価を実施します。
- ・流山市障害者福祉推進会議による計画の進行管理と外部評価を実施します。

第 2 章 第 2 期障害福祉計画の検証

1 主な制度の変化

- ・グループホーム等運営費補助金制度実施（平成 21 年 4 月 1 日）
- ・流山市地域自立支援協議会設置（平成 21 年 4 月 1 日）
- ・障害福祉サービスの自己負担上限額の見直し（平成 22 年 4 月 1 日から市民税非課税世帯の自己負担上限額 0 円）
- ・精神障害者入院医療費支給事業（平成 22 年 4 月 1 日）
- ・視覚障害者に対する同行援護（介護給付）の実施（平成 23 年 10 月 1 日）

2 自立支援給付事業

- ・生活介護…「つつじ園」が新体系に移行したことにより平成 22 年度において月延日数、月実人員がともに大きく増加しました。
- ・就労継続支援…就労継続支援 A 型の月延日数、月実人員は見込量に近いですが、就労継続支援 B 型の月延日数、月実人員は「アモール」、「かたぐるま」、「キッチンよつば」等の開所により増加しました。
- ・児童デイサービス…月実人員は見込量に近いですが、利用者の増加に伴う制限された中での利用により、月延日数は減少しています。

3 地域生活支援事業

- ・相談支援…平成 20 年度以降、外部相談委託事業所の相談件数を加算、又、同一ケースからの複数回の相談件数についてもカウントするようになったことで増加しています。
- ・平成 23 年 4 月 1 日からコミュニケーション支援事業のひとつとして手話通訳者を設置しました。
- ・コミュニケーション支援事業…派遣依頼件数増加により直近の伸び率が 8% 増となっています。
- ・移動支援事業…事業所数、利用者数は横ばいですが、延利用時間数は年々増加しています。
- ・地域活動支援センター事業…市外の事業所を含めた基礎的事業の事業

所数、利用者数とも年々増加しています。

- ・日中一時支援事業…事業所数は横ばいですが、利用者数は年々増加しています。
- ・訪問入浴サービス事業…平成21年度に他制度への変更利用等の理由により利用者が減少となりました。

4 各事業の実績

※各表の数値は第2期計画策定時の見込み数値です。()内は実績値を表します。

(1) 自立支援給付事業の実績

自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付について、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」の4つの分野の実績となります。サービス事業所は、障害全てに対応している事業所となります。

①訪問系

訪問系サービスについて障害者手帳所持者の増加を踏まえ、以下のように見込みましたが、年度により利用時間のばらつきがありました。全体として利用者の数は増えないものの、利用時間数は増加傾向にあることから、一人あたりの利用時間が増加したものと予測されます。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	延時間/月	1,410 (1,386)	1,640 (1,611)	1,845 (1,568)
	実人数/月	67 (60)	82 (55)	91 (59)

()内は実績値

②日中活動系

日中活動系サービスについて、「つつじ園」が新体系に移行したことにより平成22年度において月延日数、月実人員がともに大きく増加しています。自立訓練については、予想されたほど利用がなかったこと、実施事業

所が少なかったことから、今後の急激なニーズの増加はないものと推測されます。

ア 生活介護

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
生活介護	延日数／月	1,210 (1,102)	1,386 (1,182)	1,430 (2,081)
	実人数／月	55 (53)	63 (56)	65 (113)

() 内は実績値

イ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自立訓練 (機能訓練)	延日数／月	0 (0)	0 (0)	22 (13)
	実人数／月	0 (0)	0 (0)	1 (1)
自立訓練 (生活訓練)	延日数／月	60 (58)	80 (40)	154 (61)
	実人数／月	3 (3)	4 (2)	7 (4)

() 内は実績値

ウ 就労移行支援

利用人数は予測値を上回るか同等となっています。利用日数については年度ごとにばらつきがありますが月平均は100日を超えています。利用者一人ひとりの就職状況により左右されます。利用が大きく伸びることはないと思われれます。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
就労移行支援	延日数／月	30 (113)	100 (162)	176 (115)
	実人数／月	2 (6)	5 (9)	8 (8)

() 内は実績値

エ 就労継続支援

就労継続支援A型、就労継続支援B型の月延日数、月実人員は見込量に近いものとなっています。就労継続支援B型の月延日数、月実人数は、平

成 2 2 年度に小規模作業所であった「アモール」、「かたぐるま」が B 型へ移行、「キッチンよつば」（初石公民館内）の開所により増加しています。

事業名	単位	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
就労継続支援 (A 型)	延日数／月	0 (0)	0 (0)	20 (18)
	実人数／月	0 (0)	0 (0)	1 (2)
就労継続支援 (B 型)	延日数／月	400 (369)	570 (556)	684 (846)
	実人数／月	21 (23)	30 (32)	36 (52)

() 内は実績値

オ 療養介護

病院等への入院による医学的管理のもと、医療的ケアと常時介護を必要とする長期入院の障害者が対象。ALS 患者で人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分 6 以上又は、筋ジストロフィー患者等で障害程度区分 5 以上の障害者が対象ということもあり、対象者は 0 でした。今後も数値としては少ないものと予測されます。

事業名	単位	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
療養介護	延日数／月	0 (0)	0 (0)	60 (0)
	実人数／月	0 (0)	0 (0)	2 (0)

() 内は実績値

カ 児童デイサービス

延日数については減少していますが、利用実人数は、ほぼ予測値どおりの増加となっています。事業所は増えていない中で、利用者の増加に伴う制限された中での利用により、月延日数は減少したものと推測されます。そうした中、平成 2 3 年度から「つばさ学園」において児童デイサービス（定員 1 0 名）を開始したことから数値は増加すると予測されます。

事業名	単位	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度
児童デイサービス	延日数／月	94 (96)	107 (85)	120 (70)

	実人数／月	22 (23)	25 (26)	28 (28)
--	-------	------------	------------	------------

() 内は実績値

キ 短期入所（ショートステイ）

利用日数及び利用実人数については、年度ごとにばらつきがあります。短期入所事業は、保護者のレスパイトだけでなく、急な疾病、冠婚葬祭等の緊急時に対応する事業であることもあり、年度ごとの利用日数や人数にばらつきが出るものと推測されます。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
短期入所 (ショートステイ)	延日数／月	212 (205)	240 (266)	260 (132)
	実人数／月	38 (42)	45 (53)	48 (45)

() 内は実績値

③居住系

居住系サービスについては、現入所者の1割以上を地域での生活に移行することを目標とするため、その受け皿となる共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）など居住支援の場を確保していきけるよう関係事業所に働きかけを行います。

ア 施設入所支援

施設入所者数は基本的に大きな増加はありませんが、障害者自立支援法の移行期間が終了する平成23年度には増加すると予測されることから、スムーズな移行ができるよう支給決定します。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設入所支援	実人数／月	44 (37)	47 (40)	49 (45)

() 内は実績値

旧体系サービス

平成18年4月から実施された障害者自立支援法は、大きな制度改革であったため、施設が提供するサービス（日中活動系サービス、居住系サービス）について経過措置が設けられています。5年間の経過措置期間は、

新体系と旧体系のサービスが共存し、平成23年度までに新体系に移行します。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日中活動系 旧入所サービス分	延日数／月	1,033 (1,006)	820 (960)	760 (800)
	実人数／月	34 (35)	27 (32)	25 (28)
日中活動系 旧通所サービス分	延日数／月	1,122 (921)	1,122 (1,001)	1,122 (44)
	実人数／月	51 (51)	51 (50)	51 (3)
居住系 旧入所サービス分	延日数／月	1033 (1006)	820 (960)	760 (800)
	実人数／月	35 (35)	28 (32)	26 (28)

() 内は実績値

イ 共同生活介護、共同生活援助

予測値よりも利用者数は下回ったものの利用者は増加傾向にあります。平成20年度で10ヶ所であったものが、平成22年度で20ヶ所に増加しています。今後も利用希望者の増加が見込まれることから、事業者のホーム開設の支援を行います。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
共同生活介護 共同生活援助	実人数／月	45 (43)	50 (43)	54 (47)

() 内は実績値

④相談支援（サービス利用計画作成）

障害福祉サービス利用者で、サービス利用計画（ケアプラン）作成の要件を満たした障害者に対してサービス利用計画（ケアプラン）を作成します。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談支援 (サービス利用 計画作成)	実人数／年	2	2	6

() 内は実績値

⑤ サービス見込み量確保のための方策

現在サービスを提供している事業所に事業拡充を働きかけていくとともに、将来的な増加も見込み、周辺自治体との連携のもとに新規事業者の参入について働きかけを行います。

(2) 地域生活支援事業の実績

ア 相談支援事業

(単位：事業所)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
		実施所数	実施所数	実施所数
相談支援 事業等	障害者相談支援事業	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	地域自立支援協議会	1 (1)	1 (1)	1 (1)
市町村相談支援機能強化事業		2 (1)	2 (1)	2 (1)
成年後見制度利用支援事業		1 (0)	1 (0)	1 (0)

相談支援事業

相談実人数が予測値より大きく伸びた理由として、統計項目の変更があったことによります。平成22年度以降は、外部相談支援委託事業所の相談人数を加算したことで大きく増加しています。市町村相談支援機能強化事業については、地域活動支援センターI型「すみれ」と「沼南育成園サポートセンター」の2ヶ所を指定しています。

成年後見制度利用支援事業については、平成22年度までの市長申立件数は3件でした。成年後見を専門とする事業所との委託契約はありませんが、地域にあるNPO法人成年後見センター「しぐなるあいず」等を利用しました。

事業名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談支援	実人数/月	121 (528)	136 (591)	146 (957)

() 内は実績値

イ コミュニケーション支援事業

利用状況は、予測値を上回る増加の利用がありました。今後は、実績を踏まえ上方修正した予測値を設定します。

(単位：回／年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施回数	実施回数	実施回数
コミュニケーション支援事業	255 (143)	255 (368)	255 (398)

() 内は実績値

ウ 日常生活用具

年度ごとにばらつきがあるものの、予測値に近いかそれを上回る利用がありました。

(単位：件／年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施件数	実施件数	実施件数
介護・訓練支援用具	7 (13)	8 (5)	8 (9)
自立生活支援用具	20 (16)	20 (12)	22 (21)
在宅療養等支援用具	28 (31)	30 (15)	30 (34)
情報・意思疎通支援用具	20 (33)	25 (21)	28 (44)
排泄管理支援用具	146 (150)	158 (155)	170 (156)
住宅改修費	1 (1)	2 (1)	2 (7)

() 内は実績値

エ 移動支援事業

利用者数は、年度ごとにばらつきはありますが、利用時間は増加傾向にあります。事業所数は、一時減少しましたが、現在は18事業所に回復しています。

(単位：上段は事業所／年、中段は人／年、下段は時間／年)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
移動支援事業	実施見込み所数	16 (16)	16 (15)	18 (17)
	利用見込み者数	50 (55)	55 (62)	60 (56)
	延利用見込み時間数	5,118 (5,395)	5,610 (5,447)	6,120 (5,776)

() 内は実績値

オ 地域活動支援センター事業

全体として予測値と同等又はそれを上回る利用がありました。特に平成21年度、平成22年度において小規模作業所であった「初石工房」、「南天の木」、「いろいろやハーモニー」、「エンゼルフラワー」がⅢ型に移行したことで数値が上昇しています。

(単位：上段は事業所／年、下段は人／年)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度	
基礎的事業	実施所数	6 (10)	12 (11)	13 (14)	
	利用者数	120 (141)	150 (161)	180 (214)	
機能強化事業	Ⅰ型	実施所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		利用者数	80 (79)	85 (90)	85 (95)
	Ⅱ型	実施所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		利用者数	32 (32)	32 (32)	32 (35)
	Ⅲ型	実施所数	0 (1)	1 (1)	2 (4)
		利用者数	0 (17)	25 (22)	46 (68)

() 内は実績値

地域活動支援センターの概要

基礎的事業…利用者に対し創作活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行うこと。			
機能強化事業		職員配置	利用者数
I 型	●専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動等の事業を実施。	※2名以上常勤	概ね20名以上 (実利用人員/日)
		●基礎的事業 2名以上 (うち1名専任)	
		●機能強化事業 1名以上	
II 型	●地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。	※1名以上常勤	概ね15名以上 (実利用人員/日)
		●基礎的事業 2名以上 (うち1名専任)	
		●機能強化事業 1名以上	
III 型	●小規模作業所の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。	※1名以上常勤	概ね10名以上 (実利用人員/日) ※平成18年度に限って実利用人員の増加計画を策定した場合、5～10名 (作業所のみ)
		●基礎的事業 2名以上 (うち1名専任)	
		●機能強化事業 1名以上	

カ 日中一時支援事業

事業所数は予測値のとおり増加しました。利用者数は、予測値を上回っています。

(単位：上段は事業所/年、下段は人/年)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
日中一時支援事業	実施所数	16 (15)	16 (15)	17 (17)
	利用者数	100 (116)	110 (120)	120 (136)

() 内は実績値

キ 訪問入浴サービス事業

事業所は4事業所から2事業所に減少しました。理由として平成21年度に他制度へ利用を変更した利用者がいたことにより利用者の減少となりました。今後も大きな利用状況に変化はないと予測します。

(単位：上段は事業所／年、下段は人／年)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
訪問入浴 サービス事業	実施所数	4 (4)	4 (2)	4 (2)
	利用者数	9 (9)	6 (5)	6 (5)

() 内は実績値

ク 更生訓練費支給事業

2名の利用者で固定しています。今後も大きな利用状況の変化はないと予測します。

(単位：人／年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用者数	利用者数	利用者数
更生訓練費	2 (2)	1 (2)	2 (3)

() 内は実績値

ケ 知的障害者職親委託制度

1名の利用者で固定しています。今後も大きな利用状況の変化はないと予測します。

(単位：上段は事業所／年、下段は人／年)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度
知的障害者 職親委託制度	実施所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	利用者数	1 (1)	1 (1)	1 (1)

() 内は実績値

コ 点字・声の広報等発行事業

市広報の発行回数が月2回から3回に増えたことにより回数は増加しています。

(単位：回／年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用回数	利用回数	利用回数
点字・声の広報等発行事業	150 (179)	150 (344)	150 (286)

() 内は実績値

サ 奉仕員養成・研修事業

年度ごとに利用者数にばらつきがあります。

(単位：人／年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用者数	利用者数	利用者数
奉仕員養成・研修事業	66 (26)	60 (56)	60 (26)

() 内は実績値

シ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

利用者は、5人から7人の間で推移しました。

(単位：人／年)

事業名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用者数	利用者数	利用者数
自動車運転免許取得・改造費助成事業	4 (5)	3 (2)	3 (7)

() 内は実績値

第3章 第3期障害福祉計画

障害福祉サービス等の見込量

1 障害者自立支援法のポイント

障害者自立支援法のポイントをまとめると以下のとおりです。

●障害者の福祉サービスを一元化

障害種別に関わりなく共通の福祉サービスを共通の制度で提供することになりました。サービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」となります。

●利用の手続きや基準の透明化、明確化

・障害程度区分の認定と支給

福祉サービスの個別の必要度を明らかにするために、障害程度区分（6段階）の認定が行われ、これに基づき支給決定がされます。

・ケアマネジメントの制度化

計画的な利用を支援するために、市町村または相談支援事業者によるケアマネジメントが導入されました。

●サービス量と所得に応じた利用者負担

・原則定率1割負担

食費や光熱水費が実費負担となり、サービスの量に応じた定率1割負担となりました。また、自立支援医療も1割負担となりました。ただし、いずれも所得に応じた負担上限月額が設けられます。

・在宅福祉サービスの義務的負担化

従来、国が補助する仕組みであった在宅福祉サービスを含めて介護給付、訓練等給付の費用は、国が義務的に負担することになりました。

・平成22年4月より利用者負担について、非課税世帯は負担0円になりました。

2 障害者自立支援法に基づくサービスの内容

障害者自立支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。「自立支援給付」は法に基づいた基準で実施される事業（全国共通の事業）で、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体を実施するものです。内容は次のとおりとなっています。

● 自立支援給付

介護給付

サービスと内容		利用できる方
訪問支援系	居宅介護（ホームヘルプサービス） ①入浴、排泄、食事、通院介助等の身体介護 ②調理、洗濯、掃除等の家事援助	身体障害者、知的障害者、精神障害者であって、介護が必要な方 ※程度区分1以上
	重度訪問介護 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行います。	二肢以上の麻痺があり、歩行、移乗、排泄ができない方 ※程度区分4以上
	重度障害者等包括支援 身体介護、家事援助及び外出介護を総合的に行います。	寝たきり状態で四肢に麻痺があり、常時介護が必要な気管切開されている方または最重度知的障害者の方 ※程度区分6
外出支援系	同行援護 移動に著しい困難を有する視覚障害者に対し、移動の援護を行います。	視覚障害者で状態により身体介護を伴う場合と伴わない場合に分かれます。
	行動援護 著しい行動障害のある障害者の外出時および外出前後の介助を行います。	知的障害または精神障害により著しい行動障害のある方で常時介護が必要な障害者（判定が必要となります。） ※程度区分3以上
日中支援系	短期入所（ショートステイ） 短期間の宿泊型の施設支援	一時的に家族の介助が困難な方や宿泊訓練等利用希望の方 ※程度区分1以上
施設支援系	療養介護 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器を利用している方 ※程度区分6以上 ②筋ジストロフィー患者又は重度の身体、知的障害者 ※程度区分5以上
	生活介護 常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	常時介護が必要な障害者 ※施設入所者は 50 歳未満程度区分4以上、50 歳以上程度区分3以上 ※在宅等の方は 50 歳未満程度区分3以上、50 歳以上程度区分2
	施設入所支援	身体障害者、知的障害者であって、家庭内

	施設入所者に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護を行います。	での介助が困難な方 ※50歳未満は程度区分4以上 ※50歳以上は程度区分3以上
	共同生活介護（ケアホーム） 共同生活を行う住居で、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	知的障害者、精神障害者 ※程度区分2以上
相談支援（サービス利用計画作成）	サービス利用計画書とは、障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるよう、サービスの種類やその必要量についてケアマネジメントを行うものです。 平成24年4月から、制度改正により、きめ細かく支援するための対象者を拡大することになります。これにより提供体制の整備を図りながら対象者を段階的に拡大します。	サービス利用計画作成については、単身で自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者などが対象になります。平成24年4月からは、平成26年度までに障害者全てを対象とすることを目指します。

訓練等給付

	サービスと内容	利用できる方
施設支援系	機能訓練 通所施設において理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや日常生活上の支援を実施。	身体障害者
	生活訓練 通所施設において食事や家事等の日常生活能力の向上を図るための支援や相談を行う支援を実施。	知的障害者、精神障害者、視覚障害者等
	就労移行支援 一般就労等への移行に向けて、事務所内や企業における作業や実習を支援。	一般企業等へ就労を希望する障害者
	就労継続支援（A型） 雇用契約に基づく作業を通しての訓練施設。	就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上が図れる障害者
	就労継続支援（B型） 雇用契約のない作業を通しての訓練施設。	就労機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者（雇用が困難）
	共同生活援助（グループホーム） 共同生活を行う住居で夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。	知的障害者、精神障害者 ※程度区分1または非該当

自立支援医療費

	サービスと内容	利用できる方
自立支援医療	これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変更。	従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。

補装具費

	サービスと内容	利用できる方
補装具	補装具の交付・修理 ①盲人用杖、義眼、眼鏡 ②補聴器 ③義手、義足、上下肢装具、座位保持装置、車いす、意思伝達装置等	①視覚障害者 ②聴覚障害者 ③肢体不自由障害者 で必要と認められる方

● 地域生活支援事業

必須事業

	サービスと内容	利用できる方
相談支援事業等	市町村相談支援事業 総合相談窓口として、市の相談窓口を充実します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	市町村相談支援機能強化事業 市の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ職員が中心となり、一般的な相談支援事業に加え、困難ケース等への対応や相談支援事業者等への専門的な指導・助言を行います。また、「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や、関係機関同士の連携を深めていきます。 さらに、身近な地域における専門的な相談機能として、すみれ、生活支援ワーカーへ相談事業を委託します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者と思われる方
	成年後見制度の利用 成年後見制度申し立てに要する経費及び後見人に係る費用の助成。	身寄りのない障害者または成年後見制度に係る費用の捻出が困難な障害者
コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援 手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置	聴覚障害者、音声・言語機能障害者
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マット、移動リフト、入浴担架、体位変換器等	重度肢体不自由者
	自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用通信装	重度肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者

	置、視覚障害者用拡大読書器	
	住宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、ネブライザー、盲人用体温計等	呼吸器障害者、視覚障害者等
	情報意思疎通支援用具 点字器、人工咽頭等、携帯用会話補助装置等	重度肢体不自由者、音声言語機能障害者
	排泄管理支援用具 ストマ用装具（蓄尿袋、蓄便袋等）	ぼうこう・直腸機能障害者
	住宅改修費 手すりの取り付け、段差の解消、洋室への変更、洋式便器への変更等	重度肢体不自由者
外出介護（移動支援）事業	移動支援 地域での自立生活及び障害者の社会参加（買い物、余暇活動等）のための移動支援（注：通院介助は訪問支援系の居宅介護となります。）	全身性身体障害者（四肢重度障害）、知的障害者、精神障害者であって、単独での外出が困難な方
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターⅠ型 「すみれ」 日常生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ、支援や助言を行います。	身体障害者、知的障害者、精神障害者
	地域活動支援センターⅡ型 「流山市身体障害者デイサービスセンター」 デイサービスセンターに通い、入浴、給食、日常動作訓練などを行います。	身体障害者
	地域活動支援センターⅢ型 「南天の木」「いろいろやハーモニー」「初石工房」「エンゼルフラワー」 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自立した生活を送ることを促します。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

裁量事業

サービスと内容		利用できる方
日中一時支援事業	短時間の日帰り型の施設支援。	緊急時や一時的に家族での介助が困難等の方
訪問入浴サービス事業	家庭において簡易浴槽を利用しての入浴サービス。	家庭用の浴槽での入浴が困難な中学生から64歳までの重度身体障害者（肢体不自由で1級または2級）
更生訓練費	身体障害者施設に入所（または通所）し、更生訓練を受けている者に対して、訓練と通所のための経費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	身体障害者施設にて更生訓練を受けている身体障害者
知的障害者職親委託制度	職親に知的障害者を預け、職親の下でその更生に必要な指導訓練を行うことにより社会生活や日常生活上の援助を行います。	知的障害者
点字・声の広報等発行事業	流山市点訳奉仕会、流山市朗読グループにより、流山市広報、市公文書、各種文書情報等の点訳及び視覚障害者への朗読等を行うものです。	視覚障害者
奉仕員養成研修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員、要約筆記奉仕員、手話通訳奉仕員の養成研修を行うものです。	市内在住または在勤者
自動車運転免許取得・改造助成事業	①身体障害者の社会参加のための運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 ②障害者自身が運転するための自動車改造に要した経費の一部を助成します。	①運転免許取得 身体障害者、知的障害者 ②自動車改造 身体障害者であって自ら運転する方

3 数値目標

国は障害福祉サービスの基盤整備にあたり、以下の「基本的な考え方」と「目標設定の考え方」を基本に数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととしています。県はこの考え方を踏襲しており、流山市においても国・県の基本的理念を踏まえ目標を設定します。

(1) 基本的考え方

①必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

②希望する障害者に日中活動サービスを保障

希望する障害者に適切な日中活動サービスを保障します。

③グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

④福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における運用の場を拡大します。

(2) 目標設定の考え方

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成26年度末までに、平成17年度の入所施設の入所者の3割以上が地域生活に移行することを目指します。これにあわせて、平成26年度末時点の施設入所者数を1割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定します。

②福祉施設から一般就労への移行等

平成26年度末までに福祉施設から一般就労に移行する者を現在の2倍以上とすることを目指します。これにあわせて、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末までに就労継続支援利用者を2倍以上とすることを目指します。

4 自立支援給付及び地域生活支援事業の見込み

(1) 自立支援給付の見込み

自立支援給付のうち介護給付と訓練等給付について、「訪問系サービス」「外出支援系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の5つの分野ごとに見込みます。サービス事業者は、3障害全てに対応している事業者となります。

①訪問系の見込み量

訪問系サービスについて、障害者手帳所持者の増加を踏まえ、以下のように見込みます。

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護	延時間 ／月	1,659	1,750	1,841	1,932
行動援護 重度障害者等 包括支援	実人数 ／月	63	67	70	74

②外出支援系の見込み量

視覚障害者の外出支援系サービスについて、以下のとおり見込みます。

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
同行援護	延時間 ／月	300	315	330	345
	実人数 ／月	20	21	22	23

③日中活動系の見込み量

日中活動系サービスについて、以下のとおり見込みます。なお、障害者自立支援法では、同一施設において、複数の日中活動の場を提供する多機能型が認められているため、施設は利用者の状況に応じたサービス展開が可能となります。そのため、多機能型の方向性も含め、事業移行を支援していきます。

ア 生活介護

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	延日数 ／月	2,520	2,576	2,631	2,686
	実人数 ／月	137	140	143	146

イ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 （機能訓練）	延日数 ／月	13	26	26	39
	実人数 ／月	1	2	2	3
自立訓練 （生活訓練）	延日数 ／月	63	65	67	69
	実人数 ／月	4	4	4	4

ウ 就労移行支援

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	延日数 ／月	116	117	118	119
	実人数 ／月	7	7	7	7

エ 就労継続支援

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援 （A型）	延日数 ／月	40	40	60	80
	実人数 ／月	2	2	3	4
就労継続支援 （B型）	延日数 ／月	924	1,650	1,716	1,782
	実人数 ／月	56	100	104	108

オ 療養介護

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	延日数 ／月	0	0	300	300
	実人数 ／月	0	0	10	10

平成25年度からの数値の増加は、重症心身障害児（者）施設の利用者を見込んだもの。

カ 児童デイサービス

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童デイサービス	延日数 ／月	135	0	0	0
	実人数 ／月	41	0	0	0

平成23年度の数値の増加は、「つばさ学園」児童デイサービス利用者の増加を見込んだもの。

平成24年度から、児童福祉法の適用になることから除くものとする。

キ 短期入所（ショートステイ）

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所 (ショートステイ)	延日数 ／月	201	210	218	227
	実人数 ／月	47	49	51	53

④居住系の見込み量

居住系サービスについては、現入所者の1割以上を地域での生活に移行することを目標とするため、その受け皿となる共同生活介護（ケアホーム）や共同生活援助（グループホーム）など居住支援の場を確保していけるよう関係事業者に働きかけを行います。

ア 施設入支援

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	実人数 ／月	73	71	69	66

平成23年度の増加は、平成22年度にまだ新法に移行していない旧入所サービス分28人を見込んだもの。

旧体系サービスの実績と見込み量

平成18年4月から実施された障害者自立支援法は、大きな制度改革であったため、施設が提供するサービス（日中活動系サービス、居住系サービス）について、経過措置が設けられています。5年間の経過措置期間は、新体系と旧体系のサービスが共存し、平成23年度末までに新体系に移行します。流山市では、旧体系のサービス量を次のとおり見込みます。

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中活動系 旧入所サービス分	延日数 ／月	800	0	0	
	実人数 ／月	28	0	0	
日中活動系 旧通所サービス分	延日数 ／月	44	0	0	
	実人数 ／月	3	0	0	
居住系 旧入所サービス分	延日数 ／月	800	0	0	
	実人数 ／月	28	0	0	

イ 共同生活介護、共同生活援助

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護 共同生活援助	実人数 ／月	58	69	80	92

⑤相談支援（サービス利用計画作成）

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援 (サービス利用 計画作成)	実人数 ／年	6	25	100	450

サービス利用計画書とは、障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるよう、サービスの種類やその必要量についてケアマネジメントを行うものです。平成24年4月からは、制度改正により、きめ細かく支援するために対象者を拡大することになります。これにより提供体制の整備を図りながら対象者を段階的に拡大します。

⑥サービス見込み量確保のための方策

現在サービスを提供している事業所に事業拡充を働きかけていくとともに、将来的な増加も見込み、周辺自治体との連携のもとに新規事業者の参入について働きかけを行います。

(2) 地域生活支援事業の見込み

ア 相談支援事業

(単位：事業所)

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		実施見込み所数	実施見込み所数	実施見込み所数	実施見込み所数
相談支援事業等	障害者相談支援事業	2	2	2	2
	地域自立支援協議会	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業		1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		0	1	1	1

相談支援の見込み量

施設から地域への移行見込み人数や、一定以上のサービスを組み合わせて利用する人数の見込み量等を踏まえ、相談支援を以下のとおり見込みます。

事業名	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援	実人数 ／月	1,027	1,097	1,167	1,237

イ コミュニケーション支援事業

(単位：回／年)

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施見込み回数	実施見込み回数	実施見込み回数	実施見込み回数
コミュニケーション支援事業	429	463	500	540

ウ 日常生活用具

(単位：件／年)

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	実施見込み件数	実施見込み件数	実施見込み件数	実施見込み件数
介護・訓練支援用具	9	9	10	10
自立生活支援用具	21	21	22	22
在宅療養等支援用具	30	30	32	32
情報・意思疎通支援用具	33	33	34	34
排泄管理支援用具	158	160	162	164
住宅改修費	3	3	4	4

エ 移動支援事業

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
移動支援事業	実施所数	16	17	18	19
	利用者数	33	33	33	34
	延利用時間数	3,362	3,341	3,420	3,500

オ 地域活動支援センター事業

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
基礎的事業	実施所数	15	15	15	16	
	利用者数	223	226	229	252	
機能強化事業	I型	実施所数	1	1	1	2
		利用者数	96	97	98	119
	II型	実施所数	1	1	1	1
		利用者数	36	37	38	39
	III型	実施所数	4	4	4	4
		利用者数	69	70	71	72

地域活動支援センターの概要

基礎的事業…利用者に対し創作活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行うこと。		
機能強化事業	職員配置	利用者数
I型	● 専門職員（精神保健福祉士）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動等の事業を実施すること。	概ね20名以上 (実利用人員/日)
	※ 2名以上常勤	
	● 基礎的事業 2名以上 (うち1名専任)	
	● 機能強化事業 1名以上	

Ⅱ型	●地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施すること。	※1名以上常勤	概ね15名以上 (実利用人員/日)
		●基礎的事業 2名以上 (うち1名専任)	
		●機能強化事業 1名以上	
Ⅲ型	●小規模作業所の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。	※1名以上常勤	概ね10名以上 (実利用人員/日) ※平成18年度に限って実利用人員の増加計画を策定した場合、5~10名 (作業所のみ)
		●基礎的事業 2名以上 (うち1名専任)	
		●機能強化事業 1名以上	

カ 日中一時支援事業の見込み量

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	実施所数	17	18	18	19
	利用者数	144	152	161	170

キ 訪問入浴サービス事業

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴サービス事業	実施所数	2	3	4	4
	利用者数	6	7	8	9

ク 更生訓練支給事業

(単位：人/年)

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用見込み者数	利用見込み者数	利用見込み者数	利用見込み者数

更生訓練費	1	2	2	2
-------	---	---	---	---

ケ 知的障害者職親委託制度

事業名		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知的障害者 職親委託制度	実施所数	1	1	1	1
	利用者数	1	1	1	1

コ 点字・声の広報等発行事業

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用見込み回数	利用見込み回数	利用見込み回数	利用見込み回数
点字・声の広報等発行事業	298	298	298	298

サ 手話通訳奉仕員・要約筆記奉仕員事業

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	登録見込み者数	登録見込み者数	登録見込み者数	登録見込み者数
手話通訳奉仕員	7	10	15	20
要約筆記奉仕員	10	13	16	20

シ 自動車運転免許・改造助成事業

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用見込み者数	利用見込み者数	利用見込み者数	利用見込み者数
自動車運転免許・改造助成事業	5	5	5	5

ス 見込み量の確保のための方策

サービスの利用に支障のないよう、事業者へ地域生活支援事業の新規実施を働きかけ、サービスの質の向上と必要量の確保を図ります。

5 利用者負担と負担軽減策

(1) 制度上の負担軽減策

① 定率負担と月額上限額

障害福祉サービスについては、従来の応能負担から原則1割の定率負担が導入されるとともに、食費、光熱費が実費負担となりました。定率負担の費用は、基本的には利用したサービス量に比例しますが、際限なく増えすぎないように世帯の収入状況によって月あたりの上限額が設定されます。

② 個別減免

医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります。

③ 通所・在宅軽減

通所施設、ホームヘルプを利用する場合、所得が一定以下であれば月額の上限を引き下げる制度として通所・在宅軽減があります。

④ 食費・光熱費の軽減措置

自己負担となる食費・光熱費について、所得に応じた軽減措置があります。

⑤ グループホーム・ケアホーム入所者家賃補助

グループホーム・ケアホーム入所者に対し、家賃の一部を補足給付費として支給します。

(2) 市の負担軽減策

① 複数のサービスの負担軽減

自立支援給付の介護給付、訓練等給付、補装具及び地域生活支援事業の日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを併用する利用者が、サービスの数に比例して負担が増大することのないように「総合上限額」を設定し負担軽減を図ります。

②流山市グループホーム等入居者家賃補助

グループホーム等の入居者がグループホーム等へ支払った家賃に対し、流山市補助金規則に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するものです。

③流山市障害者支援施設等通所交通費助成

障害者支援施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するものです。

④流山市障害者等就労支援施設利用者負担金助成

就労支援施設を利用する障害者等の就労支援施設の利用料について助成することにより、障害者等の就労を支援し、利用者負担の軽減を図り、もって障害者等の社会参加の促進及び自立を図ります。

⑤精神障害者入院医療費助成

精神障害者が精神疾患の治療のために支払った入院医療費の保険診療内医療費自己負担分の4分の1に相当する額とし、月額1万円を限度とし助成するものです。

⑥在宅障害者一時介護料助成

在宅障害者(児)を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に有料で介護人に委託した場合、介護委託料及び介護証明手数料の一部を助成するものです。

6 「障害者総合福祉法（仮称）」について

平成21年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を作ることとして、平成21年12月8日「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。平成22年1月から「障がい者制度改革推進会議」において検討が進められています。

この会議での検討をうけ、政府は平成22年6月29日「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。

この閣議決定において、「障害者総合福祉法（仮称）」について平成24年に通常国会へ法案を提出し、平成25年8月までの施行を目指すこととされ議論が進められています。

従って、この法律が施行された際は、第3期流山市障害福祉計画についても必要に応じ見直しを図ります。